

フロン排出抑制法 図解編

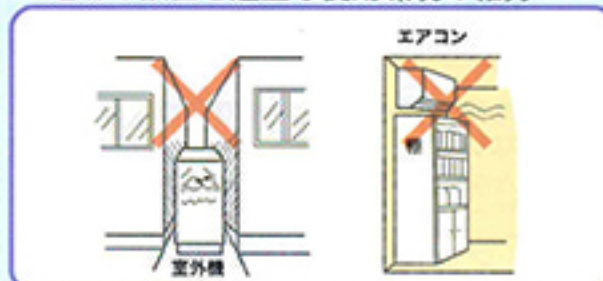
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

機器の所有者は 責任が増加します

- 管理担当者を決める
- 管理する機器を調査しリストを作る
- 機器ごとに点検・整備記録簿を作成



- 適切な設置と適正な使用環境の維持



- 専門業者による定期点検を実施



- 点検・整備記録簿に記録・保存



- 簡易点検する担当者を決める
- 日常的に簡易点検(3ヶ月に1回以上)



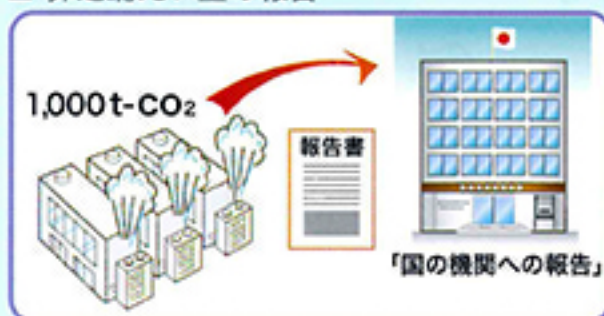
- 漏えいの疑いがあるときは速やかに専門業者に点検・修理を依頼する



- 機器を廃棄する際はフロンを回収しなければなりません



- 算定漏えい量の報告



罰則(管理者関係)

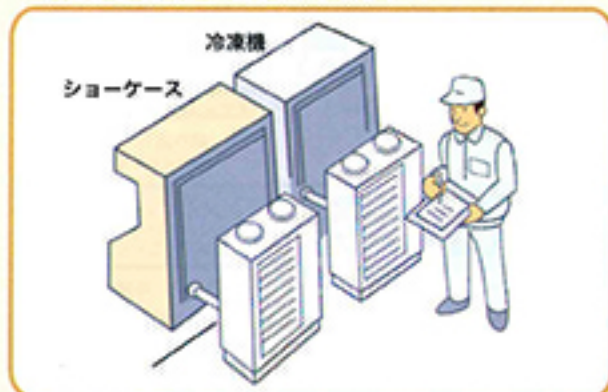
- | | |
|-----------------------|---|
| 1) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 | ①フロンのみだり放出 |
| 2) 50万円以下の罰金 | ①管理者の判断基準違反 ②行標管理票交付違反 |
| 3) 20万円以下の罰金 | ①「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告 ②立入検査の収去の拒否、妨げ、忌避 |
| 4) 10万円以下の過料 | ①算定漏えい量の未報告、虚偽報告 |

冷凍空調設備の専門業者は 役割が拡大します

- 繰り返し充填の禁止
(修理をせず充填の禁止)



- 一定規模の機器の定期点検は「十分な
知見を有する者」が実施する



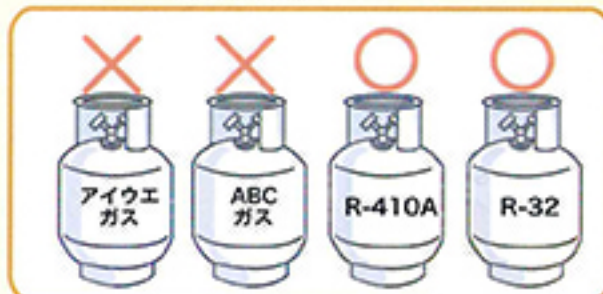
- 「充填量」「回収量」を記録し年度毎に
都道府県知事へ報告



- 都道府県知事の登録を受けた専門工事業
業者以外はフロン類を「充填」「回収」
することはできません
(「冷媒フロン類取扱技術者」等が充填を行う)



- 指定冷媒以外のフロン類の充填をしては
ならない
(他の冷媒を入れる時は機器メーカーへの確認や
ユーザーの了承が必要)



- 「充填証明書」「回収証明書」を管理者に
交付しなければなりません (30 日以内)



罰則 (充填回収関係)

- | | |
|--------------------------|---|
| 1) 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 | ① 未登録、虚偽登録 ② 業務停止命令違反 ③ みだり放出 |
| 2) 50 万円以下の罰金 | ① 充填基準違反 ② 行程管理票交付違反 |
| 3) 30 万円以下の罰金 | ① 未届出、虚偽届出 |
| 4) 20 万円以下の罰金 | ① 記録保存義務・虚偽記録違反 ② 未報告、虚偽報告 ③ 立入検査の収容の拒否、妨げ、忌避 |
| 5) 10 万円以下の過料 | ① 廃棄未届出 |